

Title	自主地 分与地 世襲地
Sub Title	Alleu, fief, héritage
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.8 (1971. 8) ,p.567(53)- 580(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19710801-0053
Abstract	
Notes	高村象平教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710801-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

これら諸要素が継的に農牧生産増大→輸出量上昇の主役となった。しかし、1920年代の工業化開始期にはこれら諸要素の投入とその成果の実現との間の time-lag が経済成長を制約し、第2次大戦後の工業化加速期には投資と技術革新が殆んど time-lag を伴うことなく輸入能力上昇の有力要因となった。本稿の対象とする時代を通じて交易条件の変動は激しいが、輸出の方向並びに構成の弾力性に併行してそれは変化している。かかる輸入能力が、どこまで工業化を推進して輸入代替を達成したかという点では、1920年代にはその成果はいまだ極限され、30年代末に漸く代替の実績が現われはじめた。そして50年代以降は輸入代替が益々広範な部門で進み、また資本・技術構成の高度な工業でも着実な成果を収めている。

工業化に必要な追加的労働力の一部は国内から獲得されたが、1920年代の工業化開始期には約10万人の労働力が農業部門から移動し、第2次大戦中はさらに大量の移動が進んだ。勿論、労働力のより重要な供給源は移民であり、その経済的意義と効果は多面的であるが、ここでは詳述できない⁽²¹⁾。ただ、既述の如き国際経済的諸条件下の工業化には国際収支上のバランスが重要な要件であるから、国際収支維持のための犠牲が他に転嫁され、輸入品への需要を暴力的にそれへの支払能力に合致させることにより general equilibrium を維持する。その著例が輸出価格暴落、国際収支緊迫の恐慌期であり、賃金切下げ、大量失業(1893年および1930/31年はいずれも推定25—30%)が現象するし、工業化開始期の20年代においてすら、21年および26年以降の失業率が高いため、平均5%の高率である。1930年代前半に移民流入が事実上停止したのも当然であろう。第2次大戦後は、年間8—10万人水準の純移入民を受入れながら完全雇用政策下の工業化が推進されているが、これが大過なく進行しているのは戦後期の交易条件上の優位と、その1960年代における悪化とほぼ符合して始まる地下資源ブームである。なお、工業化の進展はかつて19世紀後半のアメリカでみられる如き移民供給源の地理的移行を伴いつつあることを付言しておく。

最後に、われわれの時期における国際経済への介入度を輸出比率(輸出所得への依存度)で辿ってゆくと、輸出額対国民所得の比率は過去一世紀にわたって周期的に26%—16%の間で波動し、1860年代、1900年前後、1950年前後の峰と、1880年代、1920年代末、1960年前後の谷底が認められるがカーブの曲りめは国民経済の資源配分転換期と符合している。以上の検討を通じて結論的に指摘しうることは、二大戦や大恐慌の外的インパクトはさておき、工業過程に占める政策的選択、特に保護関税体制確立(1920年代)と輸入割当制実施(1950年代)の国民経済的意義と効果であるが、それらについてはいまや稿を改めて論じられねばならない。それによってまた、国際経済関係変容の歴史の意義が明らかにされるであろう。

(経済学部教授)

注(21) A.C. Kelley, 'International Migration and Economic Growth: Australia, 1865—1935', Jnl. of Econ. Hist., Sept., 1965. 並びに拙稿、『オーストラリアの社会』, 41—49頁: 宮井久美子, 「19世紀中ごろから20世紀初頭にいたるオーストラリアの移民」(『オーストラリア経済の生成過程』所収)を参照されたい。

自主地 分与地 世襲地*

渡 辺 國 廣

I

II 1 自主地

- A 自主地をめぐる領主と王
- B 無主地の処置

2 分与地

- A 分与地と領主規制
- B 分与地と領主規制の後退

3 世襲地

- A 世襲地に対する規制
- B 領主に対する反発

III

I

革命前のフランスでは、土地について所有が発生する状況の違いにより、土地を、自主地、分与地、世襲地に区別していた。⁽¹⁾これらの所有者はそれぞれ、土地の所有ということについて安全を期するため、土地の収益から一部をさき、彼の直接の上級者である領主の保護を願う。こうした配慮がまた、土地について所有をまっとうしようというための、前提ともなっていた。

近代的進化の方向を欠く時、誰も生活のため、土地について所有を維持しなければならない。彼は領主とかかわり合いを持つことで、目的の達成を考えた。事実また彼が、領主に寄せる期待は大きかった。勢力者たる領主の保護を受けるといふ以上、その代償として、何らかの負担に応ずることになる。土地を所有する時、領主の保護に対する犠牲を計算にいれなければならなかった。もはや絶対的な意味において所有を論ずることができない。所有を続けるため、誰も負担のことを考えていた。にもかかわらず、土地について所有という状況を持続できた点、フランスの特徴であった。領主の規制は、土地所有から皆を駆逐するまで徹底し得なかった。そしてこれと関連しては、

* 本稿は、私の当面の仕事、「フランス土地制度史研究」の第1部「18世紀フランスと土地所有の諸類型」の第1章の前半に相当。後半は、この雑誌の64巻12号に所収のはず。

(1) alleu, fief, héritage に対し、ここではそれぞれ、自主地、分与地、世襲地なる訳語を与えることにした。

王の必要ということが考えられよう。王は土地の所有者を、確実な担税者とみなした。担税者として彼は、安定していることが望ましい。しかしまた、土地所有を保証しながら、収奪することは能率がよかった。領主の勝手、これを封ずる王の財政必要、そのかかわり合いのなか、土地を所有するという状況が、広くフランスに定着した。

自分の土地だが、それについて権利をまっとうに主張できない。土地を所有する時、領主と王に深いかかわりを持たなければならなかった。しかしまた、領主と王がそれに応じた時、引合うからにはかならない。こうした双務関係の諸相を、本稿は、18世紀という時点で、自主地、分与地、世襲地について考察する。

II

1. 自主地

A 自主地をめぐる領主と王

所有について自由という時、相続に際し規制がまったく及ばないことにかならない。かかる状況にある土地を、自主地と呼ぼう。所有について自由を許す地方は多く、こうした地方の全体で、フランスのなかば以上を占めていた。いわゆる自主地地域であるが、そこは主に、成文法によって⁽¹⁾いた。

事実また若干ながら、何の規制も受けない場合があった。所有者に対し、彼よりうえに位置するいかなる者の権限も及ばないというのである。とはいえ、一般的にみた時、自主地というにもかかわらず、そこには領主と王の権限が及んだ。

自主地と領主 自主地は、裁判領主の権限下にあった。またそうした場合、かかる自主地は王の裁判管轄に属した。自主地に対し裁判権を持つ者が、相続人を欠く自主地について没収権を行使できた。当然のこと、自主地の賃貸は禁じられていた。また彼は自主地に対し、狩猟権を持った。しかし裁判領主は単にそこにとどまらず、彼の権限下にある自主地を、自己の本格的な支配下に組み込み、自身、土地領主への脱皮を考えた。彼は王の支持を得て、これを進めた。

王と自主地 王は自主地が、いささかもフランスにあってはならないものとみた。とにかく、領主の支配の及ばない土地をなくしたい。そのため王は自主地を、裁判領主の本格的な規制のもとに組込むべく、熱心であった。執拗な努力が、早くも16世紀に始まっている。そのめざすところは、領主財政の強化に資するということにあった。王の攻勢をまえに、自主地という状況を守ることは至難であった。もはや自主地の顕著な減少はかくせない。自主地の存立が危険に迫られるという

(1) これに該当する地方としては、Provence, Dauphiné, Languedoc, Limousin, Auvergne の一部, Bourgogne のほか, Lorraine が挙げられよう。Guyenne の一部は、成文法によるが、除く。

場合すら出たほどであった。⁽¹⁾とくに農用地については、減少度が高い。今や王の意図は成功を収めた。自主地を本格的な支配のもとに組込むことができれば、もはや裁判領主ではない。彼は土地領主に転じた。

王は自主地を、領主の規制のもとに組み込み、そのことにより、自主地の解消を策した。しかし王のこうした考えは、自主地を持つ者の間で、蔑視されさえしたのである。⁽²⁾かかる反発のなかで、自主地は根深く残存することになった。もはや王の意図が、まっとうな成果を収めたとはいいがたい。自主地が解消するため、遠く革命まで待たなければならなかった。⁽³⁾現に18世紀の後半という段階でも、かなりの数の自主地が検出される地方が多い。事実また自主地が、全体の5分の1という高い率を維持している地方もあった。自主地を解消しようという王の努力は、単に部分的に成功をみたというに過ぎない。こうも根強く自主地が残存したについては、自主地の所有者のなかで、第三身分に属する者が重きをなしていたという事情と深く関係した。自主地を所有する第三身分は、財産にありつくということについて、特別の恩典がない状況を誇りに思っていたくらいであった。

B 無主地の処置

帰属があいまいで、放置されていた土地こそ、無主地にかならない。そこには早くから資力の乏しい者が闖入し、生活の場に組替えるべく、懸命な努力を続けていた。こうした努力が一応の成果を挙げるまでになった時、領主はかかる土地をも、収奪の対象と考えた。もはや彼は土地を、闖入者の自主にまかすことができなかつた。領主の介入に対し、闖入者は戸惑った。闖入者にしてみれば、土地改良に投じた努力を無にしたくない。一体この間を、どう調整したものか。

永代所有 フランスの南部、南東部には、とりわけ空所が多い。いわゆる無主地だが、当然そこには闖入者が殺到した。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

領主は強者として、かかる事態を放置できない。彼は闖入者の労苦に報いるべく、積極的な姿勢を示すことになった。そしてこの際、闖入者のため永代所有を認めることにより、まともには土地にありつけない者も、土地に安住させるという処方に出た。これにより彼はもちろん、収益のことを考えていた。しかし、それは間接的といわなければならない。しばしば領主は、新村の建設に立向かう者に対しても、永代所有を許す。その際領主は、可能な限り多くの者を、土地の所有者に仕立てようと、永代所有に振向けるべき土地を、極端に細分化することにした。領主にしてみれば、

(1) こうした状況と関連しては、わずかに、BOUTRUCHE R., Une société provinciale en lutte contre le régime féodal. L'Allee, en Bordelais et en Bazadais du XI^e au XVIII^e siècle, 1947, pp. 134 et suiv. での指摘。

(2) BOUTRUCHE, *ouv. cit.*

(3) かかる評価は、CHÉNON E., Étude sur l'histoire des alleux en France avec une carte des pays allodiaux, 1888, p. 226 に従う。

(4) emphytéose を、永代所有とした。

(5) こうした土地を、Dauphiné では、albergement. Provence では、acapte と呼ぶ。いずれも、取残されたものという意。

開墾に苦勞した者なら誰彼の別なく皆に、所有を認めさせた。

領主と永代所有 永代所有が認められた時、新来者はその土地について真の所有者であった。かくいう時、所有権の移動に際し、何の拘束もない状況にほかならない。土地を処分するについて、もはや彼は、誰の規制も受けないのであった。

しかし領主は、こうした状況を続けることに納得できない。彼は永代所有を認めた土地について、それがあくまでも、彼の本格的な支配のもとにあるとみた。そして彼は、他の土地に課したと同じ規制を、永代所有を許した土地についても、持込もうとした。事実また執拗な努力が続く。しかし思うようにできなかったというのが、実情であろう。そしてこれと関連しては、所有の絶体性をいうローマ思想が南部において根強かったことを見落せない。

もはや領主規制の後退は明白である。しかし依然として何らかの規制は及ぶ。第一、軽少ながら、登録税が召上げられた。⁽¹⁾この排除に、どれほど皆が腐心したことか。

2. 分 与 地

A 分与地と領主規制

周知の如く、領主には直轄分があった。しかし彼は早くからその直轄分を、分与しなければならぬという状況に追込まれていた。こうしたなかで、直轄分は解体を続けていった。直轄分の大きな部分が分与地となり、野心的な者の所有に移った。

分与地という時、もともと領主の財産にほかならない。そうした関係から分与地には、領主の支配がいろいろな形で残ることになった。かくしてここに、特別の規制に従う財産が発生した。かつて分与を受けた時、彼は軍務か裁判職に奉仕する義務をおった。それがまた彼には、分与地について所有者となったことに対する代償ともなっていた。しかし軍隊が整備されるにつれ、軍役に出席することの重要性は減退し、また専門の法律家の出現とともに、裁判に出仕する義務は廃止された。⁽²⁾かくしてここに、分与に対する代償としてかつて領主が求めて来たところにも、変化が起った。分与地といっても、領主の規制は従前のそれと違う。分与地に対する時、政治的関心は後退した。領主は分与地により、経済的関心の充足を狙った。そのための方式だが、大別して、3つある。

不定期の負担による分与⁽³⁾ 直轄分から分与したにもかかわらず、なおその土地を、収入源に仕立てたいというのである。このため領主は、かかる土地に対し、狩猟権を行使したほか、転売、贈与を受けた者から、土地取得税を取立てるのであった。こうした制限を付したうえ、直轄分から分

(1) Provence ではこれを, *acapte*, Dauphiné や Languedoc では, *introgo* という。

(2) こうした経過については、例えば、AUTEXIER M.-L., *Les droits féodaux et les droits seigneuriaux en Poitou de 1559 à 1789*, 1947, pp. 20 et suiv. 参照。

(3) *fief de profit* と呼ばれるのが、これ。

与するという場合に、もっとも多く出会う。しかしかかる方式のもと、打算のため分与するという目的が達せられたかどうかはまた、別問題であろう。

土地取得税のうち、移転税と呼ばれるものは、直轄分から分与された土地を持つ者が、それを売却した時、これを購入した者に対し、分与地のもともとの所有者である領主により、その支払が強制された。移転税の額についていえば、通常の場合、取引価格の5分の1と定められていた。⁽¹⁾しかしまた極端な場合、取引価格の5分の1の、そのまた5分の1ということすらある。移転税の額は、場所によって違う。取引価格の6分の1、しかしもっと低く抑え、12分の1を越えないという場合も出た。知られる如く、移転税の額は軽少であった。にもかかわらず、移転税は領主にとり有力な収入源たり得た。とすれば、これは、土地移動が頻発したという事情と深く関連したものとみななければならぬ。しかしまた逆に、移転税が軽少なため、土地をめぐる移動が活性化したともいべきか。

土地取得税のうち、相続税はどうか。直系の者が相続する場合、また一般に、贈与、遺贈の場合、西部を除き、通例のところ、相続税を免除、領主に対し、ただ臣従を誓うのでいい。そのための儀式も簡素化され、17世紀には早くも宣誓書だけですんだ。直系の者というなかに、いどこまで含めた場合もあった。相続税が取立てられたのは、傍系の者が相続する場合に限られていた。こうした事情から、相続税を収入源に仕立てるべく、領主はかなり野心的に振舞い得た。事実また、相続税の額の決定には、領主の勝手が強く作用し、彼のいいようにできた。⁽³⁾そして、分与地の1年分の収益をそっくり、相続税として召上げる場合もあった。しかしやがて相続税は、分与地の1年分の収益から、一定部分を取立てるといふふうに変っていった。そして例えば、3分の1相当の貨幣ということで、当事者間に協定が成立した場合が確認される。しかしその限り、相続税は負担に感じられよう。こうしたなかで、早くから年賦払いが普及していたことはさいわいした。もっといいことに、当時は貨幣価値が低下を続けていた。もはやその限り、相続税を貨幣によっていいとした時、負担は大幅に軽減されることになろう。土地が、それを相続してもっとも好都合な者に移転するという状況は、かかることなかで準備されたのであった。相続ということをめぐる、すでに、傍系の者と直系の者との間にあった差は解消していた。

しかし重要な点は、相続税について貨幣支払を認めたという事実のうちにある。そしてこれがまた、かつて現物で要求されていた相続税を、貨幣負担に切替える契機ともなっていた。現物の相続税として、よく手綱や軍馬が強要されていた。しかし今やそれが、貨幣負担に転換した。こうした際、その額は低く抑えられていた。せいぜい60スーとし、分与地の規模に応じ、さらにそれを引下げる場合があった。しばしばまたこの低い額に対し、分割払が認められていた。加えて、分割

(1) 移転税はまた、こうした率を根拠に、*quint* と別称されたことに注意。

(2) かかる事情を受け、*requint* という時、やはり移転税のこと。

(3) 相続税を、*placitum* と公称。もはや領主の気まま、*plaisir* が許されたのである。

徴収をうたいながら、初回分だけ取立て、残余については徴収を放棄するという場合もあった。⁽¹⁾こうしたなかで、相続税という重い負担も、まったく苦にならなくなってしまった。しかしまた最初から、分与地の収益と無関係に、貨幣で取立てる場合もあった。しかもその額は軽少で、数スー、数デニール、例外的に数リーブルであった。今や相続税は、少額の貨幣負担ということに統一されていった。貨幣価値の低下ということを考える時、相続税は問題にならない。領主に対する単なる心づけ、ということになってしまった。しかしそうしたなかにも、現物徴収という伝統は根強く存続していた。かかる場合、前述の手綱や軍馬のほか、例えば、手袋、拍車、たか、はやぶさ、ろおそく等が召上げられた。⁽²⁾そしてこれらは、分与地のももとの起源が軍事的なものであるということ⁽³⁾を想起させるに十分なものであった。

土地取得税をめぐるのは、そこに、土地移動を容易にするという方向を看取しなければならない。分与地について、領主の規制は後退を続けるばかりであった。しかしそれだけにとどまらない。重要なことは、分与地を所有する者の都合により、領主を変更できたという点。これには、若干の例外が認められよう。しかし一般に、もはや誰も領主にすら緊縛されていないのである。領主との間で名譽が保持されていたといわなければならない。直轄分から分与した際、領主はそれを、永久に自己の規制のもとに封じ込むことができなかつた。こうしたことはまた、土地市場の成熟にさいわいもしよう。

定時の負担による分与⁽³⁾ 分与地について、不定期的な収入だけを狙った前述の場合と違い、分与地から、定期的に負担を召上げようとするのである。負担は、現物か貨幣で取立てられた。こうした分与地だが、慣習による地方ではっきりみられた。とくに西部には目立つ⁽⁴⁾。しかし成文法の地方ではあっても、その検出がむずかしい。

負担は、きまった日時に召上げられた。また所定の必要に応じ、取立てる。貨幣による時、その額は分与地の収入に比例した。一般にはごく軽少で、年間、わずかに数スーという。しかも3年おいて、引続き3年、また5年おいて、引続き5年、取立てるという方式に従う場合がみられた。

しかしまたしばしば負担は、現物によった。例えば、はやぶさを、領主の館まで届けさせるのである。また例えば、領主が近くの館にやって来た時、貨幣3スーのほか、羽ぶとんの付いた寝台、寝所に必要なろおそくの提供が求められた。しかしまた、下僕に夕食を供する必要があるれば、その際には、たきぎ9と並んで、パン3、ぶどう酒2、肉2を強要する領主もあった。⁽⁵⁾なおほかに、現物の負担としては、夫役、からす麦、にわとり等、その組み合わせも雑多だが、依然として、手袋と

(1) DE LA MONNERAYE, *Le Régime féodal et les classes rurales dans le Maine*, Nouvelle Revue historique de droit française et étranger, 1921, p. 404.

(2) AUTEXIER, *ouv. cit.* pp. 43 et suiv.

(3) 一般に、fief と呼ばれる場合が、これ。

(4) SÉE H.E., *Les classes rurales en Bretagne au XVI^e siècle à la Révolution*, 1906, p. 60.

(5) こうした事例のいくつかについては、AUTEXIER, *ouv. cit.* pp. 26 et suiv. 参照。

か拍車が求められることが多い。これらはかつて、分与地で軍事負担に必ずべく、その規模が不十分なものであった時、そのかわりに要求されるというものであった。こうした扱いからみても、分与地がもともと、軍事的な起源のものであることがわらう。しかしおおい、負担を、現物とすることはすたれていった。そしてここでも負担は、定時の貨幣ということに転じたのである。

無償の分与⁽¹⁾ 直轄分から分与を受けた時、領主に対する臣従が要求されるというだけで、前述の2つの場合と違い、いっさいの負担がないのである。これでは、分与地と呼ばれる状況に反しよう。それは、自主地に似ている。しかし自主地の場合と違い、臣従ということに際してすら、まったく義務がないのであった。こうした分与地はいたるところにみられるが、とくに成文法の地方に多い。⁽²⁾

B 分与地と領主規制の後退

統制の違反に対し、領主はもともと、強い態度で臨んだ。しかし今や一方で、こうした状況を拒否する動きが顕在化して来たのであった。分与地について、領主規制の後退は明白である。そしてここに、分与地を所有する者の立場が前面に打出されるにいたった。かかる突上げのなかで、没収権と買戻権に起った変化は注目に値しよう。

没収権の放棄と差押権 周知の如く、分与地には領主の規制が及ぶ。そして領主は統制の違反に対し、罰則をもって臨んだ。事実また領主の規制を無視する者も多く出た。はなはだしい時、領主に対する負担を、ほとんど200年にもわたり、とどこおって平然としていた。もはや領主はないというにも等しい。1622年に臣従の最後の宣誓をただけで、1778年に更新を求められるという始末であるが、それに応じたかどうか疑わしい場合すらあった。⁽³⁾統制違反に対する罰則として、領主は分与地を没収するという挙に出た。しかし18世紀の段階で、領主は没収権の行使に際し、後退をよぎなくされた。

規制に違反した場合、分与地は没収された。没収権の行使に際し、領主はもともと、勝手に振舞い得た。彼の独自の判断に従い、行動できたわけである。しかし今や、没収権を行使するにあたって、領主は王の許可を求めなければならない。これにより、分与地を持つ者の立場が強化されることになった。

王が介入して来た時、領主は当惑した。しかし彼は没収権の行使について、従前の態度を固執しない。そればかりか、王に対し許可を求めることすら、面倒がった。こうした限り、没収がおこなわれるということはまれになっていこう。もはや没収権が、放棄されたも同然であろう。事実また没収は、成文法の地方においてまったくおこなわれない。慣習による地方でも、没収はかなり限定

(1) fief d'honneur, franc fief という場合。これと関連し、くわしくは、RICHARDOT H., *Essai sur l'exemption totale ou partielle des services de fief*, Revue historique de droit français et étranger, 1949, pp. 229 et suiv. 参照。

(2) 例えば、Saône 川の流域、Bourgogne の南部、Beaujeu 周辺、Lyon 周辺、Forez, Auvergne, Languedoc 西部の地中海沿岸、Bresse, Dombo, Savoie, Dauphiné のほか、Provence の一部。

(3) くわしくは、ANDREWS R.-H., *Les paysans des Manges au XVIII^e siècle*, 1935, pp. 78 et suiv. 参照。

されたものとなった。分与を受けた時、今や彼は、分与地について所有を安泰化できた。ただ領主は、違反に対し差押権を行使することで満足しなければならない。もはや所有という状況を、領主すら切崩せないのである。

買戻権における譲歩 分与地はもともと、領主の財産にほかならない。それは、領主の土地から分割された一片というに過ぎなかった。領主はまた、こうした分与地に対し、ほとんど無条件的に、買戻権を行使できたとみて差支えなからう。

領主が買戻そうと思えば、土地の購入者が領主に対し支払う移転税の受領を拒否し、そのかわりに購入者が土地の獲得のため投じた額を払戻す。いわゆる買戻しはこうした仕方でおこなわれた。かかる方法により領主は、土地を直接購入するよりも安く獲得することができた。領主を富裕とみて、高く売りつけられることを避けようという考えであった。事実また、こうした買戻権の行使により、領主は直轄分の復活のため、有利に振舞い得た。それに成功した時、領主はこうした直轄分を、貨幣獲得の有力な手段に転化した。⁽¹⁾

しかし今や買戻権の行使に際し、王の許可を求めなければならない。こうしたことを契機に、買戻権について領主は後退を続けた。それ以上に、土地移動に対する領主規制を緩和するものはなかった。買戻権から領主が後退した時、土地の取得をめぐる、皆が対等の立場にはいることになったのである。そしてこれはまた、土地市場の活発化に大きく作用することにもなっていく。

3. 世襲地

A 世襲地に対する規制

直轄分に属さない土地には、通例、領主の規制が及ぶ。これにより、そうした土地は、課役地と呼ばれることになった。課役地は、前述した分与地のほか、もともとその所有者に、世襲で属する土地からなる。かかる土地こそ、世襲地であった。世襲地に対する領主の態度は、分与地に対するそれと、違う。世襲地により領主は最初から、経済的必要性の充足を狙った。問題は、そのための手続にある。大別して、3つになる。それらに共通する点は、世襲地を所有する者の立場が、おいおい前面に打出されたことにある。

家産税による所有⁽²⁾ 家産税を支払うことで、土地について世襲の所有が領主により確認されたのである。かかる土地を、家産税賦課地⁽³⁾と呼ぼう。家産税は土地所有による果実を規準に、貨幣をもって取立てられた。しかし家産税賦課地に対しては、領主の狩猟権や漁業権が及ぶ。こうした所有

(1) かかる経過に関連しては、MERLE L., *La métairie et l'évolution agraire de la Gâtine poitvine de la fin du Moyen Age à la Révolution*, 1958 がいい。

(2) cens に、家産税なる訳語を与えた。

(3) censive を、かく訳した。

の形態こそ、18世紀にもっとも普及したものであった。

特別の指定がない限り、家産税を領主のところまで届けなければならない。領主の居所が遠ければ、それはかなりの負担に感じられよう。家産税を支払う土地について、その所有者は他への賃貸を禁止されていた。しかし耕作方法を変更したり、土地を模様替えしたり、未耕のまま土地を放置したりすることは差支えなかった。こうした行為は、家産税の調達に支障が生じない限り、黙認された。また家産税により土地所有について確認を受けている者は、勝手に領主を変更してよく、従って領主を変更することにより、土地を没収されない。

もともと家産税は軽少な額であった。このため領主の多くは家産税の徴収に、そのほど執着しなかった。しばしば全額を放棄するという場合も出た。領主は家産税の徴収について、期日すら指定しないというのが通例であった。しかしまたその徴収を、10年、15年、29年と待ち、一括して取立てようとした場合がみられた。こうした状況下、土地の所有について移動が活発化した時、新規に所有権を持った者が、家産税を支払うべき領主が誰か見当もつかなかったとしても、やむを得ないところであろう。しかし18世紀末には、所有権の確認⁽¹⁾ということによって土地からの収益を狙うという、方式自体が避けられるにいたった。貨幣価値の低下のため、家産税を貨幣により取立てることが不利になったためにはほかならない。事実また家産税は、フランスの多くの地方においてまったく取るに足りない額となり、2スーを越えないという場合すら指摘されている。今や家産税は単に、所有権を確認するといだけのものとなった。⁽²⁾

こうした事情を反映し、家産税の支払期限におくれた時の罰則も緩和されるにいたる。もはや罰則は単に罰金ということで、5スーがせいぜいの場合もあった。それすら支払えなかった時、領主には土地の差押権が認められた。しかし18世紀末の段階では、その行使に際してすら領主の勝手な封じられていた。家産税を取立てるということで所有を確認した土地について領主は、差押権の行使に際し王の裁判所まで許可を求めなければならなかった。家産税の支払について期限がおくれた場合、もともと罰則は土地の没収⁽³⁾ということであった点を考えれば、18世紀にはいり所有権に対する制限は大幅に後退したといわなければならない。しかしこの種の後退は、単にそれだけにとどまらなかった。

家産税を支払うことにより所有を確認されている土地について、その所有者は処分権が認められていた。しかし所有権の売買に際し、その取得者は、分与地の場合と同じく、移転税を支払わなければならない。18世紀ともなれば、土地市場も活発化して来ており、移転税の支払がひどく拘束に

(1) MARION M., *État des classes rurales au XVIII^e siècle dans la généralité de Bordeaux*, 1902, p. 82.

(2) RAVEAU P., *Essai sur la situation économique et l'état social en Poitou au XVI^e siècle*, 1931, p. 70.

(3) これに関連しては、DUPARQUIER J., *La Propriété et l'exploitation foncière à la fin de l'Ancien régime dans le Gâtinais septentrional*, 1956, p. 262 の指摘に注意。

(4) MARION, *ouv. cit.*, p. 57.

(5) OLIVIER-MARTIN & J.M. François, *Histoire de la coutume de la prévôté et vicomté de Paris*, 2 v. 1922-30, p. 409.

感じられるようになっていった。こうした状況のもと、移転税は解消し、ただ例外的にだけ残存するということになった。⁽¹⁾しかしその場合もごく低額に抑えられていた。せいぜい8パーセントというところか。⁽²⁾しかしまたそれ以下の6パーセントという事例も確認されている。⁽³⁾にもかかわらず、違反する者が続出した。この時期にはまた、家産税賦課地について、相続者に移転するに際しては、相続税が解消していた。今や土地の移動について、いっさいの拘束が破棄されたわけである。こうしたなかで、家産税賦課地について分解が起った。もともとそれは、分解が禁じられていたが、土地市場の成熟とともに、かかる原則は後退をよぎなくされたのであった。にもかかわらず領主は、家産税について新規の所有者から分割徴収せず、うち1人を選び、家産税を一括して取立てようとした。

しかしまた、買戻権の解消という事態ほど、土地の移動を容易にするため、大きな意味を持つものはなかった。とくに先進地帯において、その解消は早く、成文法による地帯では残存した。しかしその場合も、領主による買戻権の行使には、強い制限が付されることになった。従来まで、土地の取得者は、移転税の支払を終えながら、なお30年間、いつ領主が買戻しに来るか心配でならなかった。しかし今や領主は、買戻権を、彼が買戻そうと思ふ土地の3分の1についてだけ、行使できたというに過ぎない。⁽⁴⁾とにかく、買戻権をめぐる、領主の後退は顕著であった。その限り、もう土地から追放される理由もない。追放の危険はあまりにも大きく、買戻権の解消というなかで、誰も安心して、土地について所有の状況の実現をめざすことになった。

もはや家産税賦課地を持つ者が、真の所有者とみなされたとしても、不思議ではない。重要な点は、彼の所有に対し、その移動にもなる拘束が及ばないということにある。そしてこうした状況は、18世紀における必要とも合致していた。知られる如く、18世紀には、第三身分の土地関心が増大する。事実また負担を、家産税だけに限定するという場合も出た。⁽⁵⁾

現物家産税による所有 ⁽⁶⁾この適用は、穀物を取獲する場に限られた。土地一般が対象というものではない。

かかる際、土地について所有の確認を得るため、所有する土地によって得たあらゆる種類の穀物の一部から、領主に対し現物で差出すのである。こうした家産税が、現物家産税。現物家産税は土地によって得たあらゆる穀物に及び、このため現物家産税にはいろいろな種類が生ずることになっ

(1) 最初から移転税を免除するという事もある。そのかわりに、彼は裁判所に出仕する義務を要する。かかることにより所有が確認される状況が、mainfermeで、地域的には、フランス北部の、Hainaut, Mons, Cambrai, Artois, Lens, Valenciennesにみられる。

(2) MARION, *ouv. cit.* pp. 64 et suiv.

(3) SÉE, *ouv. cit.* pp. 112 et suiv.

(4) MARION, *ouv. cit.* p. 68.

(5) こうした事により所有が確認される状況を、bourgageという。都市に人口を誘致するための手段か。ただNormandieの大小諸都市に限る。bourgageという状況には、自主地と呼ばれたものから、領主の規制を、家産税だけに限定できなかったものまで、振幅が大きい。

(6) champartに対し、現物家産税という訳を与えてみた。

た。加えて、現物家産税を示す言葉は、地方によって違う。⁽¹⁾

現物家産税を召上げ、そのことにより土地について所有を確認するという方式は、家産税によって所有を確認した場合に比し、一般化せず、若干の地方においてまれにみられるだけであった。⁽²⁾しかしまた、まったくない地方もある。パリ周辺についていっても、15世紀を通じ、かかる方式は減少しつつあった。しかしこれとは逆に、現物家産税により所有を確認するという方式に多く依存する地方もみられた。

現物家産税が取立てられたのは、10分の1税を引渡したあとであった。このため現物家産税は重くついた。現物家産税を取立てるに際し、領主は現地まで出向かなければならない。領主が引取りに来るまで、収穫したのから一部を、その場に残しておくのである。家産税の場合と違い、領主のところまで持込むというのではない。そしてこの原則は、領主が遠く離れている場合すら、貫徹されていった。しばしば領主の到着がおくれた。このため、せつかく現物家産税のため残しても、盗難の恐れなしとしない。かかる不安はとくに強く、陳情書のなかにもその点が盛込まれていた。現物家産税の額は領主との間の契約により、また慣習により決定をみた。収穫の20分の1という場合もある。しかしまた5分の1という地方もあり、しばしば4分の1、3分の1という場合もあった。これらはあまりにも重い負担であり、現物家産税の取立てで生活できないということを訴えた事例が確認されている。⁽³⁾加えて、領主はその徴収に際し、大きな升を用い、これにより現物家産税の負担は、いよいよ重くつくことになったのであった。⁽⁴⁾

現物家産税の額は、収穫時に決定をみた。慣習による地方で、領主はこれを、収穫時から起算し、1年の猶予ののち、一括して取立てた。しかし成文法の地方において、領主はその取立てに際し、分割を許した。29回の分割から、たった5回の分割というのがある。現物家産税により所有を確認された土地を購入した者は、領主に対し移転税を支払わなければならない。しかしこの種の負担は、家産税賦課地の場合よりも軽少であった。しかし現物家産税を課されている土地においては、慣例の定めた期間を越え、未耕のまま放置すれば、これにより生じた損害を賠償しなければならない。また領主は、こうした怠慢を叱責することができた。家産税を支払う土地について、その所有者は、家産税を支払ってさえすれば、土地に関し主人であったが、現物家産税の場合、経営についていかなる変更も許されなかったのである。若干の地方では、この点をはっきり禁止している。またこの点により寛大な場合もあり、変更について領主に届けることで、それを許した。しかしかかる場合も、一定額の賠償金を支払わなければならないのである。いかなる変更も、領主は収入減の原因⁽⁵⁾

(1) 同じ champart が Marche では agrier, Bourbonnais では carpot, Berry や Montargis では torrage, Provence では tasquo……等々。

(2) SÉE, *ouv. cit.* p. 86.

(3) RAVEAU, *ouv. cit.* p. 99.

(4) こうした不平を、BISSONNADE P. *Département de la Charente. Cahiers de doléance de la sénéchaussée d'Angoulême et du siège de Cognac pour les États généraux de 1789……*, 1907, p. 181 にみることができる。

(5) droit de mesure と呼ばれるのが、これ。

とみ、これを恐れた。

(1) 利用税による所有 土地について所有の確証を得るため、利用税を支払うのである。かかる措置であるが、最初のうち分与地をめぐって起り、急速に他にも波及していった。事実またフランスの各地でみられた。利用税を、貨幣か現物により取立てる。その額は、家産税よりも高い。しかし利用税の負担という場合、家産税と、これに付随する諸規制は解消した。従って利用税はもっぱら、彼の所有する地面だけに課されたものとみていいのであろう。

今や地面の処置ということに、関心が向っていった。早くも土くれだけが問題である。かかる方向くらい、土地を所有する側の立場を強化したものはない。これにより領主がめざしたのは、土地改良に皆を専念させるということにあった。こうした必要だか、場所により程度の差があろう。それがまた、利用税負担という状況と対処しなければならない領主の態度に、大きな違いを持たせることになった。いずれにせよ、利用税なるものが登場するなかであって、土地所有に対する規制を介し全人格的な支配を打出そうという、これまでの領主は後退をよぎなくされなければならなかった。しかし必要から発したとはいえ、ことはそうすんなりと運ぶというものでもなかった。

利用税を負担することにより所有が認められた土地に対しても、依然として領主の買戻権が及んだ。そのことからすれば、こうした土地といえど、なお領主の規制下にあったとみななければならぬ。しかしまた、利用税の徴収だけにとどまらず、家産税と込みで、領主は負担を召上げようとした場合が多い。利用税と家産税で、何がしかを要求するのであった。そうした場合、50リーブルとものをよくみかける。もはや利用税を負担させるということだけで、領主は土地について所有を容認できない。(2) 領主の力が後退したとはいえ、なお強かったのであった。

B 領主に対する反発

土地の所有と対する時、一般に領主は、世襲を認めていた。かかる限り、土地に対する領主の規制が固定化して来ることは明白であろう。拡張経済への盛んな努力が続けられている場合、土地負担が固定したまま世襲されるということくらい、領主にとり不利なことではない。

問題は、土地の所有に対し世襲を認めたところに発した。差当っては、所有の権利について、期間を設定することになる。土地所有と対する時、有期にしたいのである。その場合、可能な限り、短期に抑えることができればいい。領主のこうした意図に対し、土地を所有する者もまた、所有の持続する期間について、領主の了解を取りつける必要を感じたのであった。

永続への期待 南部ではよく、土地所有の確認に際し、地面だけに限り、規制の対象とした。こうしたなかで、利用税が取立てられた。そして利用税を負担するというほか、もはや誰も、領主の存在を意識する必要がない。加えて、通例は、利用税に必ずしも、土地について所有が永続す

(1) rente に対し、ここでは、利用税なる語を与えることにした。

(2) こうした状況を反映し、利用税のことを、rente 単独では示さず、rente seigneuriale ということに注意。

るとみたのであった。事実また、利用税の徴収ということだけにとどまり、それ以上のことを強要するということのない場合が確認されている。(1)

世襲の確認 ドイツと接する地帯では、利用税を支払う限り、土地について世襲を認めて来た。それだけにまた、利用税の支払をとどこおった際の、規制も大きかったのである。たった3年というだけで、その土地は没収された。従ってもはや、有期の所有というに過ぎない。しかしまた領主はこの点を、自己に有利なように利用しようとした。そして最初から、期間を限るという挙に出た。その場合、9年までとした。契約の更新時には、求められれば、利用税について改訂に応じなければならぬ。そうした契約のもとではまた、相続に際し、領主の同意を必要とする。しかし30年間、利用税を払い続けた者に限り、その必要がない。(3)

しかしまた土地の利用について世襲を認めるとしながら、領主の都合がもっと強く出る場合もあった。(4) 今や利用税が強要されるというほか、同じ領主のもと、利用税により土地の所有が確認されている者すべてに対し、利用税の支払について連帯責任をおわせたのである。これに万全を期そうと、領主はまた、利用税に必ずしも、者の間の紛争に介入することになった。

III

領主と王は、広く皆を土地に定着させたかった。そのため両者が打った措置について、概括してみた。

知られる如く、広く皆を土地に定着させるということで、領主と王が願ったことは、皆が家産税の負担者として土地の所有者になることであった。こうしたなかで、自主地も分与地も、家産税を負担する場に組替えられていった。事実また所有について確認を得るため、家産税に応じようという割合が圧倒的に高かった。しかもこうした土地について領主と王は、それが間違いなく血縁関係にある者に継承されることを願っていた。これに万全を期すべく、領主と王は血縁のわくを拡大したばかりか、かかるわく内に関する限り、相続税を免除したのであった。とにかく土地が、家産税を負担する場として、血縁者に相続されるというのが理想である。しかし土地の売買に対する減税措置くらい、かかる理想の貫徹にとり障害はなかった。取得税の軽減が大きな誘因となり、土地は血縁関係から離れ、部外者の手に落ちた。そしてこれとともに、土地をめぐり新しい状況が発生することになった。かかる展開自体、土地を購入して採算が見込める者、土地を手放さざるを得ない者の存在を前提としよう。土地所有の解体であるわけだが、この間にあって領主もまた、土地の大

(1) かかるものこそ、locatairie perpétuelle と呼ばれるもの。とりわけ、Languedoc や Provence に多い。

(2) これは、Alsace にみられる。かかる状況が、そこでは、héréditaire と呼ばれるもの。

(3) それは、Alsace でみられた。landsledelei と呼ばれるのが、これ。

(4) 以下が、colonge という状況。

量集積に成功した。そしてこうした領主のイニシヤチブのもと、土地と対する、新しいかかわり方ともいべきものが現われることになった。土地が部外者の手に落ち、部外者のなかでも領主が大きな地位を占めた時、領主も彼が置かれた境遇を存分に利用しようとして当然であろう。これに対し王は、領主のそうした行動を⁽¹⁾チェックする側にまわった。

(経済学部助教授)

(1) 統稿として、本誌64巻12号に所載予定の分、「利用と所有」では、この間の事情を扱う。

徳川後期人口変動の地域的特性

速 水 融

1. 序 論

徳川時代の全国人口趨勢については、前半はかなり急激な増大、後半は停滞というのが今日の通説となっている。しかし、これを少しでも詳細に眺めようとする、いくつかの未解決の問題が存在していることも明らかである。たとえば、単純な事実の認定に関しても、増大から停滞への屈折の時点については何ら判明していない。享保期が一応指定されているが、これは経験的資料によって何ら裏付けされていないのである。⁽¹⁾また、果して後半の人口が「停滞」であったか否かにも問題が残されている。周知の如く、享保以降幕末に至る幕府の全国人口調査は、身分的にも制度的にも、さらにまた技術的にも、調査から除外された人口を数多く有するものである。全国人口について云えば、調査の結果は長期的には「停滞」の名に値いすることは誰にも明らかであり、これに除外人口=一定という仮定をおいて、徳川後期の全国人口を一定とするのが通説の論拠であった。しかし除外人口が一定であったか否かにはなお疑問が残る。個別的事例では、特に都市部においては人別帳に登録されない無籍者の数が多くなりつつあったことが認められる。幕末期の都市人口比率は全国人口の15%以下であったから、そこにおける無籍者の人口が仮に都市人口の1/3を占めたとしても全国人口に比較すれば5%にすぎないと云えるかもしれない。しかし、たとえそうであったとしても、これは除外人口全体の中の一部の要素にすぎない。他の要素についても同様のことが云えよう。一方、農村についてみると、農村部の人口資料では、幕末期にかなりの不在人口が認められる。出稼も多いし、行衛不明、欠落が目立つ。出稼はともかく、行衛不明者の多くは都市へ流れ込んで細民層を形成したのであろう。行衛不明者自身は、まだ原籍地の人別帳・宗門改帳に記載さ

注(1) 私見としては、前半の人口増大は専ら小家族制=小農経営の一般化に伴って生じた結婚率増大→出生率増大に基因するものであり、増大の開始は勿論、継続の期間について地域差は当然存在した。この種の増大は先進地帯ですでに17世紀中に、後進地帯では18世紀中頃にピークに達したものとみられる。

(2) たとえば信濃国諏訪郡の38の村における行衛不明と記されている者の全人口に対する比率は、1670年代0.1%、1720年代1.8%、1770年代3.6%、1860年代1.1%となっている。個々の村についてみれば、18世紀の後半から19世紀の前半にかけてそれが10%以上に達する場合もあった。